



# 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス

(日本で設立された有限責任の会社)

(証券コード: 1245)

## 定時株主総会の委任状

住所または主たる事務所 \_\_\_\_\_ (注1)の

氏名または名称 \_\_\_\_\_ (注1)は、株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングスの

株式 \_\_\_\_\_ 株 (注2)を保有しておりますが、2015年6月26日(金)午前10時に〒963-8811 福島県郡

山市方八町二丁目1番24号にて開催される定時株主総会(以下「総会」という。)の議長または住所または主たる事務所

\_\_\_\_\_ (注3)の氏名または名称 \_\_\_\_\_ (注3)

を代理人として選任し、当社総会およびその延会に出席し、招集通知に掲げられた決議事項について、次欄記載のと  
おりの指示にしたがい、当該指示のない場合には代理人の意思により、本人のために本人の名で議決権を行使すること  
を委任します。また、代理人は総会に提起されたどのような事項についても代理人の意思により議決権を行使する権利  
を保有しています。

### 記

普通決議事項		賛成(注5)	反対(注5)	棄権(注5)
1.	常勤取締役の再任	谷口久徳(鄭承紀)氏		
2.	独立非常勤社外取締役の再任	森田弘昭氏		
3.	独立非常勤社外取締役の再任	中山宣男氏		
4.	独立非常勤社外取締役の再任	東郷正春氏		
5.	独立非常勤社外取締役の再任	熊本浩明氏		
6.	日本会社法に基づく会計監査人の再任	あらた監査法人		
7.	香港証券取引所上場規則に基づく監査人の再任	PricewaterhouseCoopers		
8A.	取締役会に対して一般信任(当決議事項の可決日における発行済株式総数の20%を超えない範囲で追加の株式を割当、発行、処理を実施すること)を与えること			
8B.	取締役会に対して一般信任(当決議事項の可決日における発行済株式総数の10%を超えない範囲で株式の買戻しを実施すること)を与えること			
8C.	決議事項8が可決した場合、買戻された株式の総数を上記20%の一般信任に加えることにより、株式の割当の一般信任を拡張すること			

2015年\_\_月\_\_日

署名(注6、7) \_\_\_\_\_

#### 注記:

1. 借書で株主様の住所または主たる事務所および氏名または名称を記入するものとします。
2. 代理人に議決権の代理行使を認める保有株式数を記入してください。数字が記入されていない場合は、当社株主名簿に記載されている保有株式のすべてがこの委任状に関連するとみなされるものとします。
3. 定時株主総会に出席および投票する権利のあるすべての株主様は他の者を代理人として出席および投票するように選任することができます。また法人株主様は他の法人を法人代理として選任することができます。2以上の株式を保有する株主様(法人株主も含む)は、定時株主総会への出席および投票を依頼するため、代理人または法人代理を複数選任することができます。代理人や法人代理は株主である必要はなく、代理人や法人代理としての資格や認証について制限および制約はありません。代理人や法人代理は自身が株主であるかのように他の者に委任状を与えることができる権利をもつこととなります。2人以上の代理人を選定する場合、各代理人が代理する株式の数、および、各代理人の氏名を記載してください。氏名が明記されていない場合、または、指名した代理人が総会に出席しなかった場合、株主より別段の指示がされていない限り、総会の議長が代理人として議決権を行使します。
4. **重要:決議事項に賛成する場合は「賛成」欄にチェックマークを入れてください。決議事項に反対する場合は「反対」欄にチェックマークを入れてください。決議事項に棄権する場合は「棄権」欄にチェックマークを入れてください。**欄へのチェックマークが漏れている場合は、代理人に賛成、反対または棄権の選択権限が与えられたとみなされるものとします。また、上記欄にチェックマークを入力することは、上述のすべての株式に対して与えられる議決権が上記表に従って投じられることを示し、欄にある数字を入力することは株式数に対して与えられる議決権が上記表に従って投じられることを示します。
5. 当委任状では、株主ご本人または記載する権限を付与された代理人が署名する、もしくは、法人の場合は権限を付与された法人代理の事務所長の捺印または署名をしなければなりません。
6. 株式を共同保有している場合、署名はそのうちの一人のみで十分ではありますが、共同保有者すべての名前を記載していただく必要があります。複数の株式を共同保有している場合、共同保有者の一人が本人、または、代理人として、単独で権利を保有したかのように総会で議決権を行使することができます。しかし、共同保有者の複数の者が会議に参加する場合は、株主名簿に登録されている人のみ投票する権利を保有することになります。
7. 委任状を上記の記載事項に従って完成し、代理人又はその他の代理人(もしあれば)の署名(または権限又は権威が公式に認証されたコピー)がされた本人であることを確認できるものと一緒、株主総会開催の48時間前までに当社の株主名簿を管理する Hong Kong Share Registrar (17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong)に返送してください。
8. 委任状を完成し、返送した場合であっても、株主様が希望する場合、株主様ご本人が総会に出席し、議決権を行使することができます。
9. この委任状のいかなる修正も署名する人が行う必要があります。
10. 名義人として株式を保有する株主様は所定の通知書を完成し、部分的に賛成又は反対の投票を実施するという異なる方法で投票していただきます。それらの通知書は会社のウェブサイト(www.ngch.co.jp)および香港証券取引所のウェブサイト(www.hkexnews.com)にて入手することができ、株主総会開催の72時間前までに当社の株主名簿を管理する Hong Kong Share Registrar (17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong)に提出していただく必要があります。株主様は今後のすべての株主総会について異なる方法で投票を行う権利を保有しており、そうした場合であっても Hong Kong Share Registrar に書面で通知書を取り下げることができます。
11. 上述の決議事項の記載は要約にすぎません。全文は総会招集通知に記載してあります。